

天童市の教育等の振興に関する大綱（案）について（概要）

1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、市長が地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について定めるもの。

2 策定の背景

近年、少子高齢化に伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、ICTの進歩、社会経済のグローバル化など、社会情勢は大きく変化しており、それに伴い、人々のライフスタイルや価値観も多様化・複雑化している。

こうした中、新しい時代を担う若い世代の健やかな育ちと、一人ひとりがいつまでも充実した人生を送るための主体的な学びの環境を整えることが、ますます重要になっている。

3 策定の目的

子どもから大人まで、すべての市民が社会情勢の変化に柔軟に対応し、生き生きと学び、心豊かな生活を送ることができるよう、国の教育施策の指針である「第3期教育振興基本計画」と、本市のまちづくりの指針である「第七次天童市総合計画」の内容を踏まえて策定するもの。

教育、学術及び文化の振興に関し、今後の施策の方向性を明確に示すことにより、令和の時代にふさわしい環境の整備を目指す。

4 大綱の概要

- (1) 計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、天童市総合計画、社会情勢の変化、市民のニーズ等を踏まえ、必要に応じて内容を見直す。
- (2) 平成30年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画による今後の教育政策に関する基本的な方針を参酌し、かつ、平成27年度から令和元年度までを計画期間とした前大綱を発展的に継承する。
- (3) 第七次天童市総合計画基本構想のうち、教育、学術、文化等に関する展開方向を基礎に、社会情勢や価値観の多様化、ライフスタイルの変化などを踏まえ、「夢を持ち生きる力を育てる」「社会の発展を牽引する人材を育てる」「生涯にわたる学びを支援する」「誰もが学べる環境を整える」「学校の安全・安心を未来につなぐ」の5つの方針を掲げ、これらの方針のもと、13の基本目標を定める。